



日の同月〇〇日までは実家にいなければならないため、同月〇〇日から新居である現住民票地に引っ越した。

エ 処分庁の担当ケースワーカーに、引越したことを報告すると、「引越した賃貸借契約書と移動した証明に新居の住民票を持ってきてほしい。」と言われ、提出した。平成〇〇年〇月度の収支は、審査請求書添付書類「6月度・月間売上経費表」のとおり、利益は〇〇円ほどだったが、本件処分に係る通知書が届き、その金額は、審査請求人が生活保護で受給した合計金額の2倍もあり、納得できないため、同年〇〇月〇〇日に処分庁の担当ケースワーカーに説明を聞きに行った。すると、下記の計算式だと説明を受けた。

$$\begin{aligned} & \text{〇月売上〇〇〇〇〇〇〇〇〇円} - \text{〇〇月経費〇〇〇〇〇〇〇〇円} \\ & = \text{所得〇〇〇〇〇〇〇〇〇円} - \text{基礎控除〇〇〇〇〇〇〇円} \\ & = \text{返還金〇〇〇〇〇〇〇〇円} \end{aligned}$$

上記の計算式に対しては、決まり事なので不服はない。

ただし、経費計算上に審査請求人が借りた自宅兼事務所の礼金・保険・家賃〇〇〇〇〇〇〇円は経費で認めると会計士も税務署も言っていたので、不当であると判断した。

## (2) 反論書における主張の要旨

ア 弁明書には、「転居先住居について『自宅兼事務所』と表現し記載があるが、平成〇〇年〇月〇〇日に転出時のやり取りをした際には事務所を兼ねるといった話は担当ケースワーカーに一切なかった。」と記載されているが、同日に転出する前に、担当ケースワーカーに市営住宅で「自宅兼事務所です。」と説明した。すると、「市営住宅では、表札をあげて商売することは違法だ。」と説明を受けた。

イ 現在の自宅兼事務所を借りる際に、お金がないため、賃貸会社のB社に相談した。すると、「自宅兼事務所の場合、保証金や家賃が高くなる。」と説明を受けた。自宅兼事務所では、表札をあげることができて、自宅と同様の条件（保証金や家賃）で入居できる融通がきくところ、という条件で探してもらい「ここなら表札をあげても自宅の保証金や家賃で入居できる。」とのことだったため、現在のところで賃貸借契約をした。

ウ 弁明書には、「転居に至る経緯について、平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人が来所した際に、就労収入が最低生活費を上回った場合は世帯として保護の廃止の可能性がある」と伝えたと記載されているが、同日に担当ケースワーカーより「今月末までに、現在の処分庁管内の住所から違う住居地に住民票を移さないとお母さんの生活保護も廃止になる。」と説明を受け、「そんな急に言われても、お金もないし、無茶だ。」と言うと、「これは決まりだから、どうしようもできない。」と言われた。

エ 弁明書には、「また、審査請求人の営んでいる住宅リフォーム業について、母宅に居住していた当初から営業等の業務を始めており、必ずしも事務所が無ければ経営が継続できないとは考えがたく」と記載されているが、確かに平成〇〇年〇月〇日より母宅の市営住宅にいる際に、A市で営業活動をスタートさせたのは事実ではあるが、その時はただ事務所を借りるお金もなく、仕方がなかった。住宅リフォームの注文を取り、お金ができれば事務所を借りる予定だった。その上、市営住宅では表札をあげて商売することができないとのことなので、いつまでも市営住宅で住宅リフォーム業の経営ができない。事務所が無くて経営ははっきりいって無理だ。なぜならば、材料を仕入れた際に受け取る場所も必要であり、また工具や建材の保管場所も必要であり、各メーカーから見本帳やカタログを頻繁に取り寄せる必要があるため、事務所が無くて経営することは困難ではなく不可能な話である。それに言っていることが矛盾している。「市営住宅では、表札をあげて商売することは違法だ」と言ったり、「市営住宅のまま経営が継続できるのでは」と言ったり、いずれにせよ、事務所が無くて経営することは不可能である。よって、弁明書に不服あり、反論書を提出する。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人の自営事業による平成〇〇年〇月分の売上収入から、基礎控除及び必要経費を差し引いた額について収入として認定し、審査請求人は同月〇〇日に保護が廃止されていることから、その差し引いた収入額は審査請求人に支給した保護費に相当する額の範囲内であるとして、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、処分庁の返還金の計算式に対しては、決まり事なので不服はないものの、経費計算上に審査請求人が借りた自宅兼事務所の家賃等の〇〇〇〇〇〇〇円は経費で認めると会計士も税務署も言っていたのでこれらを必要経費として認めない本件処分は不当である旨主張する。

確かに、店舗の家賃等を必要経費と認めることは、後記第5の1の(3)

のとおりあり得るものの、しかしながら、これが認められるのは、保護受給者が保護受給期間中に事業収入を得るために負担した必要経費であり、また、住宅費と重ねて計上することは認められていないものであるところ、前記第2の1(2)エにおける弁明書に記載のとおり、母宅に居住していた当初から営業等の業務を始めており、必ずしも事務所が無ければ経営が継続できないとは考えがたく、転居費用は平成〇〇年〇月分の就労収入を得るために必要とした経費ではないと考えた処分庁の判断は首肯できるものである。

以上から、起業における事業会計において、あるいは課税控除などの他制度の会計処理においては、家賃が必要経費として認められる場合があるとしても、それが当然に、生活保護制度上において必要経費として認めるものとはいえず、後記第5の1(2)から(4)に照らし、審査請求人の主張する自宅兼事務所の家賃等を必要経費として認めなかった処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められず、審査請求人の主張は認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月15日	諮問の受付
平成30年2月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月6日 口頭意見陳述申立期限：3月6日
平成30年2月20日	第1回審議
平成30年3月13日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

本件処分に關する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲

内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3の（1）のウの（イ）において、「農業以外の事業収入を得るための必要経費は、（4）によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。」と定めており、また次官通知第8の3の（4）においては、勤労に伴う必要経費として、基礎控除額を認定することとされている。
- (4) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の4扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合について、「発見月及びその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、同年〇月〇〇日から法による保護を開始する旨を決定した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人は、処分庁職員が同人宅を訪問した際、住宅リフォーム請負の個人営業を行う準備をしており、同月〇日から営業を開始する旨報告した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に来庁し、売上げが約〇〇〇円、諸経費が〇〇〇円ある旨報告した。処分庁職員は審査請求人に対し、約〇〇〇円の収入認定となった場合、保護停止になる可能性が大きい旨を伝えた。
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に来庁し、収入申告書を提出した。
- (5) 平成〇〇年〇月〇日、処分庁は、住基異動確認リストにより、審査請求人が同年〇月〇〇日に処分庁所管外に転出したことを確認したため、同月〇〇日付けで保護を廃止することを決定した。
- (6) 平成〇〇年〇月〇日付けで、処分庁は本件処分を行った。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、処分庁の返還金の計算式に対しては、決まり事なので不服はないものの、経費計算上に審査請求人が借りた自宅兼事務所の家賃等の〇〇〇〇〇〇〇円は経費で認めると会計士も税務署も言っていたのでこれらを必要経費として認めない本件処分は不当である旨主張する。
- (2) 前記1の(3)により必要経費として認められるのは、保護受給者が保護受給期間中に事業収入を得るために負担した必要経費である。また、住宅費と重ねて計上することは認められていない。
- (3) 本件についてみると、母宅に居住していた当初から営業等の業務を始めており、必ずしも事務所が無ければ経営が継続できないとは言えず、転居費用が平成〇〇年〇月分の就労収入を得るために必要な経費であると認めるに足りる資料は見当たらない。
- (4) 以上のおり、処分庁が、本件処分により費用返還決定をしたことに違法又は不当な点は認められない。  
したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子